

学校・地域が連携する家庭教育支援の考察（1）

栗原 保

（文教大学教育研究所客員研究員）

A Study on Home Education Support Cooperated with School and Region

KURIBARA TAMOTSU

（Guest Researcher of Institute of Education, Bunkyo University）

要 旨

少子化・核家族化の進行や価値観の多様化などの要因から家庭の教育力の低下がみられ、その向上が大きな課題となっている。そこで、親の家庭教育を支援するために、学校教育と社会教育が協働する具体的な取り組みとして、学校が実施する学期ごとの授業参観・学級懇談会などに改善を加え「家庭教育アドバイザー」とPTA役員と担任の3者による協働事業を企画実施した。それぞれの特性を生かすことで、学校・家庭・地域の連携が進むことになった。今後、さらなる事業の改善策を検討していく。

I. はじめに

I-1 親を取り巻く状況

家庭の教育力の低下、教育のできない親、親の子育ての放棄など、家庭教育がわれわれの社会の一つの重要な課題になっている。家庭の状況を見ても、子育てに悩む親、子どもに対して無関心・無責任の親、放任・虐待など精神的に不安定な親、地域（近所の人々）とかかわることができず孤立する家庭等も年々増える状況にある。これらのことが起因となるであろう様々な問題が学校現場でも起きている。中でも、「小1プロブレム」と言われる、入学当初から席について静かに話が聞けない子ども、友だちと一緒に遊べない子どもなどが増加している現状は、その典型とも言える。

しかし、20年前と比較して、親の半数以上が、親になる前の育児経験をもたないという指摘や核家族化によって子育てや家庭教育についての話し相手をもっていない親が増加

している状況もある。親だけにただしっかりしろというだけでは何も解決していかない状況も存在している。

I-2 家庭教育支援の動向

文部科学省は、2006年の教育基本法において第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）を加えた。その中では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」としている。家庭教育を含め、すべての教育が地域社会における連携によって成り立つとしている。また、改正社会教育法の第5条（市町村の教育委員会の事務）の第7項として、「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること」というのが新たに加えられた。社会教育行政の重要な事項の一

つとして、家庭教育講座、家庭教育相談会など家庭教育の充実に資する事業の開催が義務付けられたことになる。現実には、親がわが子の教育をできないこと、家庭の人間関係が希薄化してきたことなどに関連して様々な問題が発現している。地域や社会教育行政は、家庭教育をどのように支援していくことができるのかが問われており、そのために様々な地域の学校や団体等との支援策が検討され始めてきている。

I-3 家庭教育学級の実施

昭和46年の文部省通知「家庭教育学級の開設及び運営について」では、家庭教育学級を「親等が家庭教育に関する学習を、一定期間にわたって、計画的に、継続的かつ集団的に行う事業をいう」としている。現在も市町村の教育委員会の社会教育行政において、実施の形態や規模などさまざまであるが、40年を超える歴史をもって家庭教育学級が開設されている。例えば、埼玉県社会教育統計資料（2008年度実績）によれば、県内64市町村中40市町村で開設され、706学級・延受講者数68,188人となっている。（同調査2007年度調査では、40市町村で、1,216学級延受講者79,261人）対象別では、小学校の保護者などを対象としたものが多いが、「乳幼児教室」や「明日の親のための学級」、「働く親のための学級」などの開設もある。

小学校の保護者などを対象とした実施形態では、埼玉県総合教育センターの2007年調査（以下「教育センター調査」）によれば、次の3つに分類できる。①教育委員会が主催し市町村内の小中学校で実施、②教育委員会が市町村内のPTAに委託、③市町村内の公民館が主催事業として実施。①では、市と小中学校単位組織（運営委員会）が委託契約を結ぶ例もある。運営委員会は、学校長・PTA会長・学級代表等で組織される。6月から翌年2月の期間で18時間程度の開催。②各小学

校のPTAごとに委託し、全保護者を対象に、各学校の希望者で家庭教育学級を編成する。家庭教育に関心をもつ、地域の方なら誰でも参加できる。内容は、親として必要とされる問題の解決を図るとともに、学級生のニーズに応える具体的な問題を取り上げ、多様な学習方法を効果的に用いる。③地区公民館の主催事業として、各地域に住む幼少期の子どもをもつ保護者を対象に集中して3～4回の内容。企画運営に社会教育指導員が担当している例もある。

I-4 家庭教育学級の課題

公立小学校3校の1年生をもつ保護者291名を調査した「教育センター調査」によれば、家庭教育学級に「参加したい」という回答は7割を超えるが、参加したことのあるとの回答は5割をきる。また、7割は平日を希望している一方で、土日を希望するのは約2割。内容は、子育てに関するものが一番多く、健康や体力づくり、栄養や食育に関するものが続く。学習内容や実施期間・実施期日・時間など検討し工夫すべき点が残るとしている。そして、結論として、家庭教育学級をひと工夫することで実に効果的な家庭教育支援につながると指摘し、7つの提言をしている。その中でも、提言3「教員が企画から参加」：学校全体（全教職員）に「家庭教育学級をいっしょにやっぺいこう」という気運や仕組み、さらに、学校・家庭・地域の中に気運や仕組みを創りだすのは管理職が積極的に果たさなければならぬとする。教員がただ参加するだけではなく、企画の段階から「子どもたちのより成長」の視点から入り込める。提言6「公民館（行政）との連携」：学校が公民館等に働きかけて、行政との連携を蜜にし実施する公民館とのパイプをより太くし、ともに家庭への働きかけを継続することで大きな効果が上げられる。としており、学校教育と地域（社会教育）が協働して取組むことを求め

ている。「家庭や地域に対する教職員の意識改革の推進」、「教職員のPTA活動への一層の理解と積極的参加の促進」について、学校が何をするのか、家庭教育支援の具体化の必要性を提言している。

Ⅱ. 研究の目的と調査活動

Ⅱ-1 研究の目的

学校が実施する授業参観・学級懇談会に家庭教育についてアドバイスする地域の「家庭教育アドバイザー」の参加を得た形を工夫してみる。これを、学校・地域が連携して行う家庭教育支援のモデル事業（以下、「協働事業」と称する）を企画する。そして、実施後の成果や課題を把握し、新たな家庭教育支援策として実証的な研究を行う。

Ⅱ-2 協働事業の概要

「協働事業」の具体化として、公立小学校が3学期に実施する授業参観・学級懇談会の場で、地域で活躍する「家庭教育アドバイザー（埼玉県教育委員会が養成、8日間研修受講、今回は埼玉県内K市に在住の方が中心）」が教職員と協力して家庭教育支援を目的に行う。実施にあつては3ヵ月前から学校長と筆者が打ち合わせを重ね、平成22年2月に全学年（19クラス）で実施した。筆者は、学校長の要請に基づき企画から携わり、学校と「家庭教育アドバイザー」を結びつけるコーディネーターとして関わった。

平成22年2月23日（火）・24日（水）の2日間、全学年の46%にあたる302名（生徒数653名、2学年が4クラスでそれ以外は全て3クラス）が学級懇談会等に参加した。学級懇談会は、5時間目の授業参観（参観者は83%の保護者）に続き、14時から16時過ぎの時間帯に行われ、高学年（5・6年）の6割、中学年（3・4年）が4割、低学年（1・2年）の7割弱が引き続き参加した。

「家庭教育アドバイザー」は、19クラス

に21名（1年生と5年生に4名）関わった。学年・学級の様子や児童の実態をもとにテーマを設定し、保護者が家庭での教育にどう生かすのかをねらいとした。担任と「家庭教育アドバイザー」からの助言をもとに保護者との話し合いを中心に進められた。4年生と5年生が学年全員の保護者が集まる形式をとったが、それ以外は各クラスの教室で行う学級懇談会であった。また、保護者への案内は、1月の学校便りと全保護者への開催通知（2週間前までに保護者から話し合いたいテーマの募集）によって行った。

当日の進め方として進行役は各学級のPTA役員が行う。はじめに、「あいさつ」として、担任から、学年末の懇談会の意義と「家庭教育アドバイザー」の紹介を行い、「家庭教育アドバイザー」からの言葉、次に、参加した保護者の自己紹介と情報提供を、1人30秒程度行う。続いて懇談に入り、「懇談の進め方について」PTA役員から、事前のアンケートや自己紹介・情報提供の話題から取り上げる。そして、担任から、「学級の様子」や「子ども達の成長や進級の課題」を5分程度で説明、次に、懇談・情報提供を30分程度もつ。最後に、「新学年への期待」として、「家庭教育アドバイザー（3分）」と「担任から（5分）」でまとめる。

Ⅱ-3 調査活動

(1) 調査1（保護者の意識の把握）

保護者の学級懇談等への参加は302名で、全学年の46%にあたる。授業参観に引き続き参加した割合は56%であった。学年ごとの内訳は、低学年130名（全体の67%）、中学年70名（39%）、高学年102名（61%）、その内アンケートの提出者は、全児童数の31%にあたる203名であった。学年ごとの割合は、低学年（1・2年生のことで、この後「低」と表現）86%、中学年（3・4年生のことで、この後「中」と表現）60%、

高学年（5・6年生のことで、この後「高」と表現）48%であった。

(2) 調査2（教職員の意識の把握）

教職員17名（19名の89%）からアンケートにて集約した。

(3) 調査3（「家庭教育アドバイザー」の意識の把握）

「家庭教育アドバイザー」13名（実人数16名の81%）からアンケートにて集約した。

II-4 調査の概要

(1) 調査1（保護者の意識の把握）

「懇談会に参加し、親として、家庭での教育を進めるうえで参考になったか」について、「参考になった」としたのは、全体の84%（低86%、中93%、高74%）であった。その理由は、「他の家庭の考え方や話しがきけた」がもっとも多かった。「特段参考にならなかった・わからない」の理由では、「時間が短い」、「自分の子の話題がなかった」、「アドバイスの内容はなかった」、「趣旨がわからない」、「話し合いだけで得るものはない」などであった。

「学年末という時期に『家庭教育アドバイザー』を招き、懇談会を実施したこと」については、「よかった」としたのは、64%（低61%、中80%、高58%）、「従来の懇談会（担任との懇談会形式）の方がよい」が18%（低21%、中10%、高18%）、「わからない」が18%（低18%、中10%、高24%）であった。「よかった」の理由では、「他のお母さんの話しがきけて意見交換ができた」、「第三者の意見はいい」、「次の学年に上がる準備となった」、「従来の聞くだけの形式が脱却できた」などであった。「従来の懇談会の方がよい」では、「全員が参加していないので意味がない」、「学年末は最後なので担任の話しがききたい」、「一方的にアドバイザーが話すだけでは参考に

ならない」、「学年全体で行うよりもクラスにきてほしい」、「学年末よりも中間の時期にきてほしい」。「わからない」の理由では、「担任の話しが短い」、「先生の話で満足」、「時間が短い」、「学年の始めがいい」、「もっと早い学年からやってほしい」、「個別の相談にこたえてほしい」などであった。

「家庭教育アドバイザーを招くことで、懇談が充実した実感がありますか」では、「実感する」が72%（低72%、中86%、高66%）、「実感しない」が8%（低7%、中5%、高12%）、「わからない」が20%（低21%、中9%、高22%）であった。

(2) 調査2（教職員の意識の把握）

「保護者は家庭教育を進めるうえで、懇談会に参加し、有意義と感じたか」の問いに、「感じた」は94%であった。その理由として、「保護者同士が共感していた」、「話し合いを楽しくできた」、「和やかに交流できた」、「教師とは立場が違う人なので積極的に参加していた」、「意見が多く出た」。「学年末の時期に『家庭教育アドバイザー』が参加し、懇談会を実施したことは」では、「よかった」71%。その理由は、「まとまりができた」、「親同士の話し合いが深まる」、「教師が一方的に話すだけでは親の考えがわからない」、「第三者の意見が入るので」、「保護者の反応が良かった」などであった。「従来の懇談会（担任との懇談会形式）の方がよい」17%、「わからない」が12%、その理由としては、「年度末のまとめの成長の話ができない」、「懇談だけならいなくてもできる」などであった。

「『家庭教育アドバイザー』を招くことで、懇談が充実した実感があるか」では、「実感する」が88%であった。その理由は、「客観的な立場の助言」、「問題や困っていることのアドバイスがよい」、「教育相談で長く経験したアドバイスは心強い」、「実際の子どもの姿に適した話題になった」、「グ

ループでのテーマなどに工夫があり学べた」、
「親が帰らずに残った」、「親が主体となり
会場は盛り上がっていた」。「わからない」
の理由では、「クラスの様子や次年度に向
けた話ができなかった」、「別の講演会とい
う形がいいのではないか」という記述であっ
た。

(3) 調査3（「家庭教育アドバイザー」の意
識の把握）

「保護者は家庭教育を進めるうえで、懇
談会に参加し、有意義と感じたか」の問い
に、「感じた」は85%で、その理由として
「同じことに悩む親がいたことでほっとし
た様子が伝わってきた」、「人数がちょうど
よい」、「活発に話し合っていた」であっ
た。

「学年末の時期に『家庭教育アドバイザー』
が参加し、懇談会を実施したこと」につい
て、「よかった」が77%。その理由は、
「年度初めもいいが来年度に向けてよかつ
た」、「新鮮」、「進級の時の議論ができた」、
「それぞれの家庭での様子がきけた」。「わ
からない」が23%で、「1学期がいい」、「もっ
と時間が取れたらいい」などであった。

『家庭教育アドバイザー』として、小
学校の保護者懇談会に参加しての感想」と
して、「有意義だった」が92%で、その理
由として、「こうした形式ではじめて小学
校に入り新鮮でした」、「保護者の生きた声
は自分にとって参考になった」、「活発な話
し合いになった」、「私自身得るものがあっ
た」、「時間も人数もちょうどいい」、「親の
学習という形式にむいている」、「参加者が
それぞれの悩みを出しあえたのでよかった」
などであった。

IV 調査からの考察

(1) 「家庭教育への参考度」

「懇談会に参加し、親として家庭での教
育を進めるうえで参考になったか」では、
85%の保護者が参考になったと回答した。

学年別の低・中・高の差もなかった。参加
した保護者の様子について、教職員や「家
庭教育アドバイザー」からも同じ認識が示
された。参考になった主な点としては、①
親同士の話し合いで情報や気持ちが共有で
きたこと、②「家庭教育アドバイザー」の
助言によって日常の接し方を考えさせられ
家庭での実践につながる目標ができたこと
があげられる。

(2) 「懇談会の充実感」

『家庭教育アドバイザー』を招くことで、
懇談が充実した実感がありますか」では、
7割以上の保護者が実感している。学年別
では、やや5年生が下回った結果となった。
教職員や「家庭教育アドバイザー」も、8
割以上が保護者の充実感を感じていると受
けとめられる。一方、話し合いにかかる時
間がどうしても短くなってしまったという
意見や教職員からの話しが聞きたいという
意見もある。進行の時間については参加者
の充実感との関連があるので工夫が必要で
ある。

(3) 「実施の時期」

実施の時期が学年末ということについて
は、6割の保護者が支持している。「学年
はじめ」の実施では5割以上が支持してい
る。「学年末」では、次年度の進級や進学
に参考になるという点や「学年はじめ」で
あれば新しい保護者同士の交流のきっかけ
づくりにつながる、「2学期」での実施で
あれば十分に時間をかける余裕がある。ま
た、懇談会はあくまでも話し合いが中心で
あって、「家庭教育アドバイザー」からの
家庭教育全般にわたる指摘は、また別の機
会の方がいいという意見もある。担任から
の話を聞く機会を大事にしたいとの声もあ
り、低学年でその傾向が高い。実施の時期
について、教職員の3割が検討の必要性を
指摘している。「家庭教育アドバイザー」
の2割が「学年はじめ」の時期を提案して

いる。

(4) 「事前の準備」

学校が行った全保護者へのアンケート（平成21年11月実施）の結果として、充実した懇談会の要望があげられていた。この要望にこたえるために、「学校の中で家庭教育支援をどう行うのか」、「家庭教育アドバイザーと担任が連携をどうとるのか」、学校教育と社会教育の連携の視点から事前の話し合いや準備に時間をかけた。初の試みだけに教職員には「家庭教育アドバイザー」の役割についての理解がかかせなかった。企画委員会（管理職と各学年主任で構成）で検討し、各学年での要望を確認し、その後、全ての学年・学級での実施が決定された。実際の懇談会の準備としては、教職員と「家庭教育アドバイザー」との打ち合わせを2週間前にもち当日を迎えた。事前の打ち合わせでは「心のノート（道徳資料）」の活用と保護者から事前に提出されたテーマ（低学年7件、中学年2件、高学年6件）をもとに協議した。今後はさらに早めの準備を行い、1回だけではなく、数回もつ必要もある。

(5) 「家庭教育アドバイザーへの期待」

保護者の「家庭教育アドバイザー」への期待としては、体験談を基にした具体的なアドバイスを求めている。また、アドバイザーの懇談会での話し合いの話題提供も効果があるが、別の機会として講演会形式での講話を望む声もある。教職員からは、話し合いのファシリテーターとしての力量について高く評価されているが、家庭教育の基本を保護者に説いてほしいとの声もある。また、保護者は個別の相談相手として「家庭教育アドバイザー」を頼りにしたいという意向が全学年にわたっており、学校への要望として家庭教育の相談体制を求める声にもつながっていく。子どもたちの成長とともに保護者の家庭教育についての相談の

場の重要度が増している。

V おわりに

保護者の家庭教育を支援するために、学校教育関係者と社会教育関係者が協力してあたることは有意義であることがわかる。それぞれの特性を生かすことで、学校・家庭・地域の連携が進み、結果として地域の教育力の向上に向けた取組みにつながる実践となったのではないか。丁寧な事前の準備を行うことによって、教職員と「家庭教育アドバイザー」の協力関係が創られたことが前提であった。家庭教育支援の実現に向けて、学校と地域の協働の意識が前進していくきっかけとなったと考えられる。

教職員で「家庭教育アドバイザー」の存在を知っていたのは3割弱であった。一方、「家庭教育アドバイザー」は小学校に通う保護者や担任の悩みを知らない。こうした中でそれぞれがもっている力を生かす協同事業で、3者がむすびつくことができることを示したといえる。あわせて3者をコーディネートする役割がカギであることも示した実践となった。これまで、学校では学期ごとに授業参観・学級懇談会などを実施し、学校や担任からの一方的な形式で進めることが多かった。ここに注目して、社会教育領域で活躍する「家庭教育アドバイザー」とPTA役員と担任の3者による「協働事業」の企画となった。学校としての大きな成果は、全学年・全学級で取り組んだことにより、保護者にとって学校が家庭教育に目を向けたことで安心感が生まれ、学校との信頼感の醸成につながったことである。それが証拠に保護者からは、学校への要望として、「こういう場を広げてほしい」、「困った時の相談できる場が欲しい」、「学校で家庭教育学級などを開催して」など次の段階への提案が出てきている。また、丁寧な事前の準備を行うことによって、教職員と「家庭教育アドバイザー」の協力関係が創られた

ことである。家庭教育支援の実現に向けて、学校と地域の協働の気持ちが前進していく具体策となった。

今回の取り組みは単発の行事であり、保護者に対して家庭教育学級等のような学びの場の提供となっているのかという課題がある。それだけに保護者からの要望にあるような総合的な家庭教育支援策が今後必要となってくる。

今後は今回の取り組みの発展としての家庭教育支援策について注目し、自分自身がコーディネーターとして関わり継続した研究としていく。

（参考文献）

- 1 遠藤克弥編著『地域教育論～生涯学習から社会教育へ～』川島書店、2011年3月

（参考資料）

- 1 『学校から家庭への効果的な支援方法の調査研修～学校から家庭教育へのアプローチⅡ～
（家庭教育学級編）研究報告書第317号』
埼玉県立総合教育センター、2008年3月
- 2 『平成22年度埼玉県社会教育統計資料』
埼玉県教育委員会、2011年3月